

(議)第4号

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書提出の件

上記の議案を秋田市議会会議規則(昭和42年秋田市議会規則第1号)第14条の規定により提出する。

平成15年7月1日

提出者
秋田市議会議員 柏谷幸彦
外41名

秋田市議会議長 佐々木 晃 二 様

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税をあわせた政策減税、景気浮揚策による公共事業の追加等の経済財政運営などにより、財源不足が拡大し、危機的な状況にある。

このような状況の中、本市においても、徹底した行財政改革に積極的に取り組んでいるが、個性豊かな地域社会の形成、少子・高齢社会への対応、地域経済の活性化等の新たな行政課題に直面しており、真の分権型社会を実現するためには、自己決定・自己責任に基づく地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっている。

一方、政府は、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む税源配分のあり方を三位一体で改革する上での骨格となる「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を閣議決定した。しかし、その内容は国庫補助負担金の削減額や税源移譲の割合の大枠を示したに過ぎず、個別の具体的な内容は不明確なものとなっており、今後の省庁間の折衝により三位一体改革の意義がなしくずしにされる危険がある。

よって、国においては、三位一体改革の実施に当たっては、今後予想される各省庁間の折衝に左右されることなく、下記事項を踏まえ税源移譲を基本として早期にかつ確実に実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 基幹税の再配分を基本とする税源移譲等により、地方税財源の充実強化を図ること。さらに、税源移譲の具体的な手法について早急に明確にすること。
- 2 地方交付税による財源保障機能と財源調整機能は必要不可欠であり、これを堅持すること。
- 3 国庫補助負担金の廃止・縮減等については、単なる地方への財政負担の転嫁とならないよう、廃止・縮減相当額を税源移譲すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年7月1日

秋田市議会議長 佐々木 晃 二